



第2章 個人の尊重と法の支配

1 個人と国家(p42~43)(資p100~103)

■ 私たちと政治

(1アリストテレス)・・・「人間は(2社会的)(3ポリス的)動物である」

私たちが属している(4社会集団)・・・家庭・学校・企業

(5政治)・・・(6社会)のなかで生じる(7対立)や紛争を解決すること

一般的には(8 国)や(9地方公共団体)などのはたらきを(10政治)という

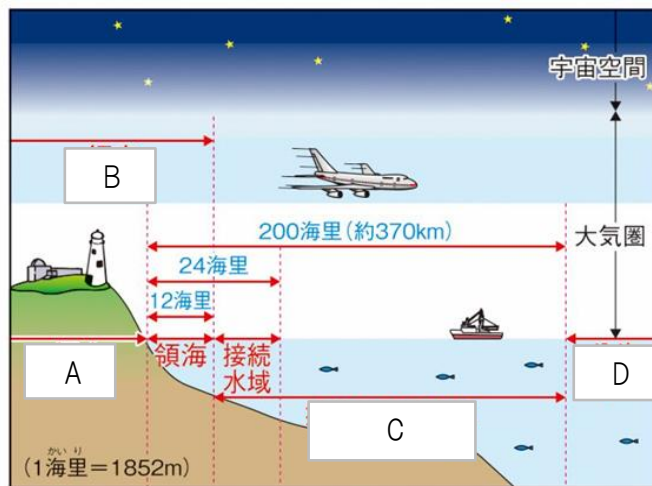
(11政治権力)または(12権力)・・・政治をおこなうときに用いられる(13強制力)

(14国家の三要素)・・・国家の成立には(15領域)・(16国民)・(17主権)の3つが必要

考えてみよう/「国家」と他の社会集団(家庭、学校、企業など)の違う点は、何か?

→p86②主権のおよぶ範囲

A 領土	
B 領空	
C 排他的経済水域	
D 公海	

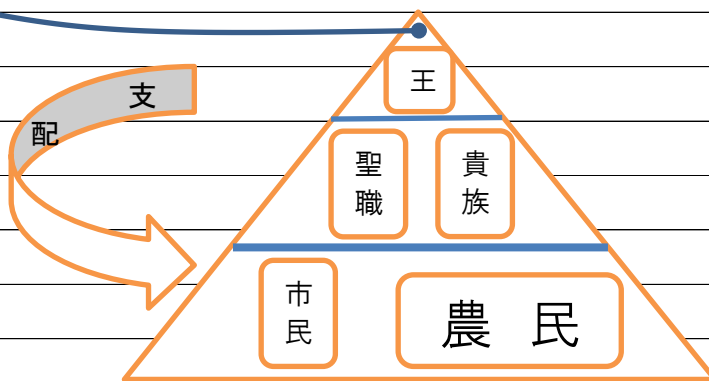


国家の主権のおよぶ範囲<領土・領海・領空>

■ 私たちと国家

ヨーロッパの近代国家・・・(18国王)が政治の中心となった(19絶対王政)として成立

(20 王権神授説)・・・国王の権力は神から与えられたとする思想



(21 市民革命)・・・17~18世紀に(22市民階級)が絶対王政を倒して国家を建設

→p46②近代の人権宣言

(23アメリカ独立宣言)(1776)

われわれは … すべての人(24 平等)に造られ … 一定の奪いがたい天賦の(25 権利)を付与され、そのなかに(26 生命)、(27 自由)および(28 幸福)の追求の含まれることを信ずる。

(30 夜警国家)…18～19世紀 国家の役割は(31防衛)と(32治安維持)などに限定
(33小さな政府)という

(34 福祉国家)…20世紀 国家は積極的に国民の生活を保障する
(35大きな政府)という 行政の役割が大きい(36行政国家)ともいう

■近代国家の思想

(37自然権)思想…人間は生まれながらに(38自由)であり(39平等)である



(40社会契約説)…市民が(41自然権)を守るために(42契約)を結び国家は成立する


(43ホブズ)…市民は契約を結び国家をつくり、自然権を統治者である国王に譲渡する

(44ロック)…市民は契約して国家をつくる 国家が自然権を侵害したら市民は抵抗できる

(45ルソー)…市民は自然権を共同体に譲渡し(一般意思)に基づく政治をおこなう

資p102 ①

思想家	(46 ホブズ)		
主著	『47 リバイアサン 』		
自然状態	万人の万人に対する(48闘争)		
自然権 社会契約	契約を結び自然権を国王に譲渡して国家を形成国民は国王に服従		
特徴	(48絶対王政)		

	(49 ロック)	(53 ルソー)
	『50 統治(市民政府)二論 』	『 社会契約論 』
	自由・平等な平和	自由・平等な孤立
	自然権を代表者に信託して国家を形成 国民は(51抵抗権・革命権)	自然権を社会に譲渡して国家を形成 (54一般意志)による政治
	(52間接民主制)	(55直接民主制)

考えてみよう/国王による政治(王政)が良くないのは、なぜか? <ヒント> 王の世襲制

|